

## 静岡県最低制限価格制度実施要領の運用〔令和4年4月1日適用〕新旧対照表

従前（令和元年6月1日）	今回改正(令和4年4月1日)
<p>静岡県最低制限価格制度実施要領の運用</p> <p>（最低制限価格の設定及び算定）</p> <p>第3条関係</p> <p>（1）土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。</p> <p>① 直接工事費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接工事費</li> <li>・ 工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）</li> <li>・ 機器費（機器価格）</li> </ul> <p>② 共通仮設費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費</li> <li>・ 間接労務費</li> <li>・ 設計技術費</li> </ul> <p>③ 現場管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場管理費</li> <li>・ 工場管理費</li> <li>・ 機器間接費（技術者間接費、機器管理費）</li> <li>・ 据付間接費</li> </ul> <p>④ 一般管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般管理費</li> </ul> <p>（2）建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。</p> <p>① 直接工事費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接工事費の10分の9</li> <li>ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 の場合は直接工事費の10分の8とする</li> </ul> <p>② 共通仮設費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費</li> </ul> <p>③ 現場管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場管理費</li> <li>・ 直接工事費の10分の1</li> </ul>	<p>静岡県最低制限価格制度実施要領の運用</p> <p style="color: red;">（令和4年4月最終改正）</p> <p>（最低制限価格の設定及び算定）</p> <p>第3条関係</p> <p>（1）土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。</p> <p>①直接工事費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接工事費</li> <li>・ 工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）</li> <li>・ 機器費（機器価格）</li> </ul> <p>②共通仮設費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費</li> <li>・ 間接労務費</li> <li>・ 設計技術費</li> </ul> <p>③現場管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場管理費</li> <li>・ 工場管理費</li> <li>・ 機器間接費（技術者間接費、機器管理費）</li> <li>・ 据付間接費</li> </ul> <p>④一般管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般管理費</li> </ul> <p>（2）建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。</p> <p>① 直接工事費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接工事費の10分の9</li> <li>ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 の場合は直接工事費の10分の8とする</li> </ul> <p>② 共通仮設費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費</li> </ul> <p>③ 現場管理費とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場管理費</li> <li>・ 直接工事費の10分の1</li> </ul>

## 静岡県最低制限価格制度実施要領の運用〔令和4年4月1日適用〕新旧対照表

従前（令和元年6月1日）	今回改正(令和4年4月1日)
<p>④ ① ② ③ ④</p> <p>ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事                      の場合は直接工事費の10分の2とする                      一般管理費とするもの                      ・ 一般管理費</p> <p>第3条第2項関係                      建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により最低制限価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7.5以上で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。                      （直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10）</p> <p>附 則                      この運用は、平成21年4月1日から施行する。                      この運用は、平成21年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p>	<p>④ ① ② ③ ④</p> <p>ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事                      の場合は直接工事費の10分の2とする                      ④ 一般管理費とするもの                      ・ 一般管理費</p> <p style="color: red;">（3）企業局積算基準（電気・機械設備編）を使用する電気設備工事、機械設備工事等については、（1）の規定によらず、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。</p> <p style="color: red;">① 直接工事費とするもの                      ・ 直接工事費                      ・ 直接製作費（機器費に10分の6を乗じた額）</p> <p style="color: red;">② 共通仮設費とするもの                      ・ 共通仮設費                      ・ 間接労務費（機器費に10分の1を乗じた額）</p> <p style="color: red;">③ 現場管理費とするもの                      ・ 現場管理費                      ・ 工場管理費（機器費に10分の2を乗じた額）                      ・ 機器間接費</p> <p style="color: red;">④ 一般管理費とするもの                      ・ 工事費の一般管理費                      ・ 機器費の一般管理費（機器費に10分の1を乗じた額）</p> <p style="color: red;">これにより、最低制限価格の算式は次式となる。                      最低制限価格＝直接工事費×9.7/10+共通仮設費×9/10+（現場管理費+機器間接費）×9/10+工事費の一般管理費×6.8/10+機器費×9.2/10</p> <p>第3条第2項関係                      建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により最低制限価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7.5以上で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。                      （直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×6.8/10）</p> <p>附 則                      この運用は、平成21年4月1日から施行する。                      この運用は、平成21年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p>

## 静岡県最低制限価格制度実施要領の運用〔令和4年4月1日適用〕新旧対照表

従前（令和元年6月1日）	今回改正(令和4年4月1日)
<p>この運用は、平成22年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成25年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p>	<p>この運用は、平成22年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成25年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p style="color: red;">この運用は、令和4年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p>